

# 生産緑地地区の追加指定受付を行っています



#### 生産緑地とは

生産緑地地区制度は、市街化区域内において農地等の緑地機能及び多目的保留地機能に着目して、農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

この趣旨を実現するため、生産緑地地区に指定された農地は税制面での優遇が受けられるので、 生産緑地の所有者は継続的な農業等をしやすくなります。一方で、農地等として維持するため建築物の建築等の行為が規制されています。

## 令和7年度の生産緑地地区の指定の受付について

令和7年度の生産緑地地区の指定に係る事前調査の依頼を受け付けています。 次の書類を提出してください。

#### <提出書類>

- ・生産緑地地区指定に係る事前調査依頼書
- ・海老名都市計画生産緑地地区指定基準・細目適合確認シート
- ※上記の書類は、市役所都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

#### <受付期間・場所>

- ・期間:令和7年5月30日(金曜日)まで(必着)
- ・提出先: 海老名市役所4階 都市計画課(直接持ち込み)
  - ☎ 046 231 2111 (代表)

### 生産緑地地区指定の流れ(時期は変更になる可能性があります)

# 土地所有者が行うこと 市が行うこと ① 生産緑地指定に係る事前調査の依頼 ※令和7年5月30日〆切 (提出書類) ・生産緑地指定に係る事前調査依頼書 ・指定基準・細目適合確認シート ② 事前調査 生産緑地の指定要件(法令及び市基準)を満た しているか、事前調査をします。 ※現場立会いをお願いする場合があります。 ③ 調査依頼者へ連絡 調査依頼者へ、事前調査の結果をお知らせしま す。 (指定要件を満たす場合) (指定要件を満たさない場合) ④ 生産緑地への指定申し出 生産緑地に指定する手続きを行いません。 ※令和7年7月中旬〆切予定 (提出書類) ·生産緑地地区指定申出書 •生産緑地地区指定同意書 (農地等利害関係人全員の押印(実印)が必要です。) ·生產緑地地区農地等明細書 · 生產緑地地区営農概要書 等 ※詳細については、別途ご案内します ⑤ 都市計画手続き、都市計画決定 (県協議、都市計画審議会等)

### 注意事項

- ○生産緑地地区の指定及び廃止の都市計画決定は、年に1回です。受付締切日(令和7年5月30 日金曜日)以降の受付分については、原則として、令和7年度の指定はできません。
- ○生産緑地地区の指定等に関するご相談は随時受け付けております。